（別紙第２号様式）

商標使用許諾契約書

　高知県（以下「甲」という。）及び■■■■■■■（以下「乙」という。）は、甲が定める「Ｎｅｘｔ次世代型施設園芸農業に関する商標管理要綱」に基づき、甲が所有する商標権について、次のとおり使用許諾契約を締結する。

（商標権の表示）

第１条　甲は乙に対し、次の商標権（以下「本商標権」という。）について、商標法（昭和３４年法律第１２７号）第３１条に規定する通常使用権を許諾する。

　商標登録第○○○○○○○号

　表示許諾　□高□□第□□□□号

（許諾の範囲）

第２条　乙は、次の各号に掲げる範囲内において本商標権に係る登録商標（以下「本登録商標」という。）を使用することができる。

（１）許諾地域　日本国内

（２）許諾期間　本契約の締結日から本商標権の存続期間満了又はその他の事由により本

商標権が消滅するまで

（３）許諾商品又は許諾役務　第△類：△△△△△△△

（使用料）

第３条　第1条に規定する通常使用権の使用料は、無償とする。

（商標の使用）

第４条　乙は、本登録商標の具体的な使用態様を甲に申請しなければならない。

２　甲は、前項の規定により申請された使用態様が、本登録商標の識別力を失わせ又は信用を毀損するおそれがあると認めたときは、乙に対し、その具体的使用態様を変更するよう指示することができ、乙はこれに従わなければならない。

３　乙は、甲の登録商標であることを何人も明確に認識できるように本登録商標を使用しなければならない。

４　乙は、第１条に規定する表示許諾番号を本登録商標に併せて表示しなければならない。

５　乙は、Ｎｅｘｔ次世代型施設園芸農業に何ら関連しない商品又は役務について本登録商標を使用してはならない。

（使用実績報告）

第５条　甲は、必要があると認めるときは、登録商標の使用実績について乙に報告を求めることができる。この場合、乙は報告を怠ってはならない。

（商標権侵害の報告）

第６条　乙は、第三者による本商標権の侵害行為を知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

（契約の解除）

第７条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなく直ちに本契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じたとしても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（１）本契約の規定に違反し、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、乙がその違反を是正しないとき。

（２）本登録商標を適切に使用していないと甲が認めたとき。

（疑義の決定等）

第８条　本契約に関し疑義のあるとき、又は本契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

（譲渡の禁止）

第９条　乙は、通常使用権を第三者に譲渡してはならない。

（裁判管轄）

第１０条　この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

　この契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

年　　月　　日

甲　高知県

契約担当者

　高知県知事

乙　住　　所

　　氏　　名